

公益財団法人日本陶磁器意匠センター 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陶磁器意匠センター定款第13条及び第26条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第13条及び第26条に規定するとおり、報酬等は、常勤の理事及び監事のみ
に支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては、支給しない。

2 常勤の理事及び監事に対して支給する報酬等は、報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の額の支給方法)

第5条 報酬は毎月24日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事	月額 30万円以下
監事	月額 30万円以下